

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

## 第23 準備書面

(緑井村)

2018（平成30）年9月28日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

## 目次

第1	はじめに .....	3
第2	宇田技師らの原爆被害調査及びその後に収集された資料及び調査結果 .	4
1	宇田技師らの原爆被害調査メモの検討 .....	4
2	緑井村が増田雨域にも入っていること .....	4
3	緑井村が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること .....	6
4	小括 .....	7
第3	緑井村で被爆した原告の被爆状況.....	7
1	原告番号県28・ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> （甲B県28の1－陳述書） .....	7
2	緑井村で被爆した原告の状況についてのまとめ .....	8

本書面は、当時の緑井村で被爆した原告1名（原告番号県28）の被爆状況について、主張するものである。

## 第1 はじめに

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の緑井村については、「緑井村（8.7km）では光って音10秒くらい後、熱感あり。閉めた硝子戸二階は破る。」と記載されるのみで（甲A71の128頁の体験談聴取録番号50）、「黒い雨」が降った旨の記載がない。併せて、緑井村の東側に位置する八木村でも「こゝは雨なし」（同番号51）とされ、緑井村の南側に位置する古市町でも「黒い雨」が降った旨の記載はない（同番号49, 50）。

そのため、宇田論文では、宇田雨域の南東側の限界が祇園町及び安村付近とされ（甲A106頁の第4図）、さらに東側の緑井村、八木村及び古市町等は、宇田雨域外となっている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図参照）。

しかし、原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり、宇田技師らの原爆被害調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ないし、原爆被害調査メモ（甲A69, 甲A70）を具に検討すると、緑井村や古市町でも「黒い雨」が降った旨の供述が得られている。

そこで、以下では、宇田技師らの原爆被害調査及びその後に収集された資料及び調査結果に加え（第2）、原告1名の供述に基づき（第3）、原告が原爆投下時に所在した緑井村が「黒い雨」降雨域であり、原告1名が被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することを述べる。

## 第2 宇田技師らの原爆被害調査及びその後に収集された資料及び調査結果

### 1 宇田技師らの原爆被害調査メモの検討

前述のとおり、宇田論文の末尾に掲載された体験談聴取録では、緑井村及び古市町は「黒い雨」が降っていない扱いとなっており、それを前提として宇田雨域外となっている。

しかし、宇田論文のもととなった原爆被害調査メモ（甲A69）及びその転記（甲A70）を具に検討すると、以下の記述がある。すなわち、緑井村については「緑井村デハ閉メタ硝子戸ハ二階ノ分殆ンド皆破れた 一階ハ余リ破レテナイ 開ケタ所ハ破レテナイ 光ト音トノ間隔十秒位、熱感ヲ感じタモノアリ 30分位後ニ雷鳴驟雨」（甲A69、甲A70の各3頁目）との、さらに古市町については「真っ赤な雲がうようよ湧いて雨が降ったが、入道雲が西方へ流れた。その方の山手では雨が降った模様。」（甲A69、甲A70の各4頁、第13準備書面別紙体験談一覧表4頁「体験談聴取録番号」欄50）との、いずれも「黒い雨」が降った旨の供述が得られていることが分かる。

いずれも、原爆被害調査メモをもとに体験談聴取録をまとめたり、あるいは降雨域を確定する作業をしている際に、誤って見落とされたものと推測されるところ、緑井村及びその南側の古市町でも「黒い雨」が降っていたことは明らかである。

### 2 緑井村が増田雨域にも入っていること

(1) 増田雨域は、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、宇田雨域の限界を補うものであること

原告ら第5準備書面の第2・3項（20頁以下）において詳述したとおり、増田雨域とは、増田善信博士（以下「増田」という。）が、1989年（平成元年）に発表した増田論文（甲A34）によって提示した、「黒い雨」の新たな雨域である。

増田論文が基礎としたのは、原爆被害調査メモ（甲A69）を含む宇

田論文の基礎資料の他、広島県の調査資料（1万7369通回答したものの調査報告）、72人からの聴取調査結果、アンケート調査結果1188枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータである（増田論文14～18頁）。

増田は、原告ら第13準備書面で詳述した宇田技師らの調査方法、すなわち、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家ができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話を聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を踏襲し、加えて、調査対象者の記憶の希薄化や原爆医療法に基づく健康診断特例地域の拡大運動による影響にも配慮し、信頼性が確保されたデータの収集とそれに基づく細かな分析を試みた。例えば、雨の降り方を3種類に分けたり（降雨の継続時間30分以内を小雨、30分以上1時間以内を中雨、1時間以上を大雨とする）、聴き取り調査に参加した人にもさらにアンケートを提出してもらうなどの工夫をこらし、こうして集められたデータを、信用度の違いに配慮しながら吟味し、調査と分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げた（甲A35の1、2）（以上、甲A36の10～18頁）。

特に、宇田技師らによる原爆被害調査では、旧広島市外の山間部の調査は時間的・物理的限界により手薄とならざるを得なかったが、増田による調査では、旧広島市外の安古市町（甲A35の1の105頁以下）、安佐町（同118頁以下）、可部町（同124頁以下）、旧八木村・緑井村・川内村（同125頁以下）、五日市町（同140頁以下）、廿日市町（同147頁以下）、吉和村（同151頁以下）、芸北町（同152頁以下）、湯来町（同153頁以下）、豊平町（甲A35の2の1頁以下）、加計町（同11頁以下）、殿賀村（同25頁以下）、筒賀村（同29頁以下）、沼田町（同35頁以下）、佐伯町（同42頁以下）、高

陽町（同44頁以下），中野村（同47頁以下），福田村・馬木村・温品村（同49頁以下），千代田町（同51頁以下），倉橋町（同53頁以下），海田町（同55頁以下），戸河内町（同57頁以下）及び江田島（同61頁以下）についても，相当な数の供述等の資料を得ることができ，これらの資料を分析した結果をもとに，原告ら第5準備書面別紙図のとおり，増田雨域が提示された。

よって，増田雨域は，宇田技師らの調査手法を踏襲した，大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに，特に宇田技師らの原爆被害調査が不十分であった旧広島市外について宇田雨域の限界を補うものであるといえることができる。

## (2) 緑井村の「黒い雨」降雨状況等

原爆投下当時の緑井村は，増田による調査では，「旧八木村・緑井村・川内村」（甲A35の1の125頁以下）としてまとめられているところ，緑井村については，以下の供述をもとに，中雨が降ったと結論づけられている。

ア 綾ヶ谷の集会（18日）でも「さらに安佐南区緑井，川内でも降ったとの声が上がっています」（赤旗‘87 7/26）

イ 緑井村では30分後に雷鳴驟雨（宇田メモ）

ウ 原爆後の雨については，降らなかったという人もあるし，バラバラと降ったという人もある。しかし岩谷では，20分程度黒い雨が降り，洗濯物が黒く汚れた。また毘沙門への参道に，路上を流れる程度の雨量があった，岩谷地区の人はみな証言している（あのととき閃光をみたP. 66）

以上より，増田の調査結果から，緑井村に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

## 3 緑井村が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること

加えて，緑井村が，広島市が2010（平成22）年5月に公表した，広

島市報告書（甲A9）で提示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図，甲A41の2枚目「広島原爆による黒い雨降雨図」参照）。

なお，広島市調査の解析対象となったデータは，2008（平成20）年に原爆投下前から現在の広島市内及び周辺部に住み続けている者3万6614人に対して実施した郵送によるアンケート調査により収集されたもので，そのうちの約74%にあたる2万7147人から得られた自書式回答であり（甲A9の2～3頁），これらのデータをもとに大瀧において統計学的な処理を行い，「黒い雨」の時空間分布を推定したものである（甲A41）。大瀧雨域が信用できるものであることは，原告ら第5準備書面の第2の4項（23頁以下，なお「3 大瀧雨域」とあるのは「4」の誤記である。）で詳述したとおりである。

#### 4 小括

以上のとおり，緑井村は，宇田論文では宇田雨域外になっているところ，宇田論文のもとになった宇田技師らの原爆被害調査メモの検討結果，増田論文及び広島市調査という信用できる調査結果等によれば，緑井村が「黒い雨」降雨域であったことは明白である。

### 第3 緑井村で被爆した原告の被爆状況

#### 1 原告番号県28・[REDACTED]（甲B県28の1－陳述書）

##### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県28・[REDACTED]（以下「原告」という。）は，1941（昭和16）年[REDACTED]生まれで，原爆投下当時4歳だった。

当時，原告は，広島県安佐郡緑井村[REDACTED]で生活しており，原爆投下当時，原告の同居家族は，祖父・[REDACTED]，祖母・[REDACTED]，母[REDACTED]，姉・[REDACTED]で，父・[REDACTED]は応召中だった。

##### (2) 被爆の状況

原告は、当時4歳で、当時のことは覚えていない。しかし、母は被爆の体験をしており、あんなことは二度とあってはならないと言い、当時のことを、原告が小学生のときにもその後にも原告に話してくれた。その話の内容は今でもよく覚えており、以下母から聞いた話を述べる。

1945（昭和20）年8月6日朝、原告は、祖母が、田の様子を見るために、姉と連れられて、自宅付近の田に行っていた。

そのとき、原爆が投下され、爆風で、自宅の窓ガラスや障子が壊れた。原告ら家族は、壊れた箇所を少し修繕しただけの状態の数年間生活しましたので、壊れた箇所などについては原告もいまでもよく覚えている。

父は出征中で自宅にはおらず、自宅にいた母は、原告や姉が爆風で飛ばされたのではないかと心配になり、そこら中を必死になって探した。ようやく、原告たちを見つけ、安心して自宅まで帰り着いたころ、空から紙などが落ちてきた。また、雨が降も降ってきた。雨の色は黒色で、干していた洗濯物に黒いしみがついた。

母は、翌日（8月7日）、母の実父・XXXXXXXXXXを探しに行ったが、見つからず、実父は行方不明のままである。原爆投下後、被爆し負傷した人たちが自宅近くの緑井小学校などに収容された。母は、毎日、救護・介護に当たった。

なお、飲料水や生活用水は、原告が物心ついたころも、家族全員、古川の水を使って生活していました。

### **(3) 健康状態**

急性症状については、原告は記憶にない。

原告は、2017（平成29）年に大腸のポリープの摘出をした。その後は毎年検査を受けている。

なお、原告の母は、肺がんにより62歳で死亡した。

## **2 緑井村で被爆した原告の状況についてのまとめ**

以上のとおり、原爆投下当時、緑井村に居住していた原告は、「黒い雨」



を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないのである」などと主張して（被告ら第5準備書面20頁）、水内村、上水内村を含む「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に、「黒い雨」が降った事実、放射性物質が降下した事実、「黒い雨」による放射性物質の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしなない。

しかし、このような被告らの主張が誤りであることは、緑井村で被爆した原告が、前述のとおり、大腸ポリープという潰瘍による消化器機能障害を負っていることや、これまで各地域毎の準備書面で主張してきたように、「黒い雨」降雨地域内で被爆した原告らの中には、宇田技師らによる原爆被害調査により明らかになった、下痢、鼻血・歯茎等の出血、貧血、脱毛等の急性症状を発症したり者がいること、さらには、宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化していなかった、発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症したり、あるいは造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害及び潰瘍による消化器機能障害を患っている者がいることから明らかである。被告らの主張は、事実を直視しようとしなない非科学的なものという外ないのである。

以上